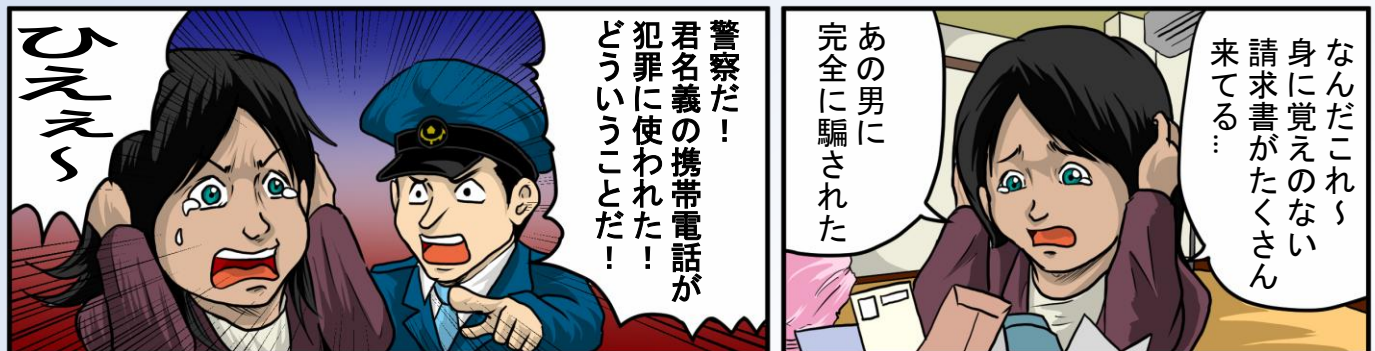
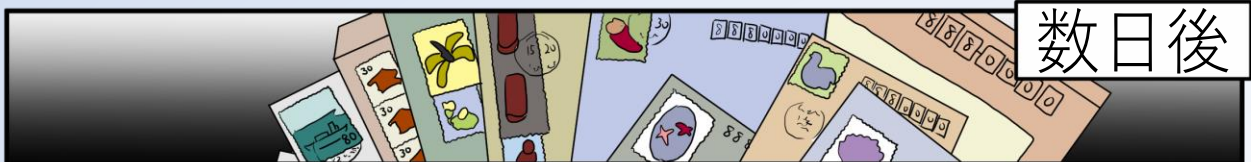
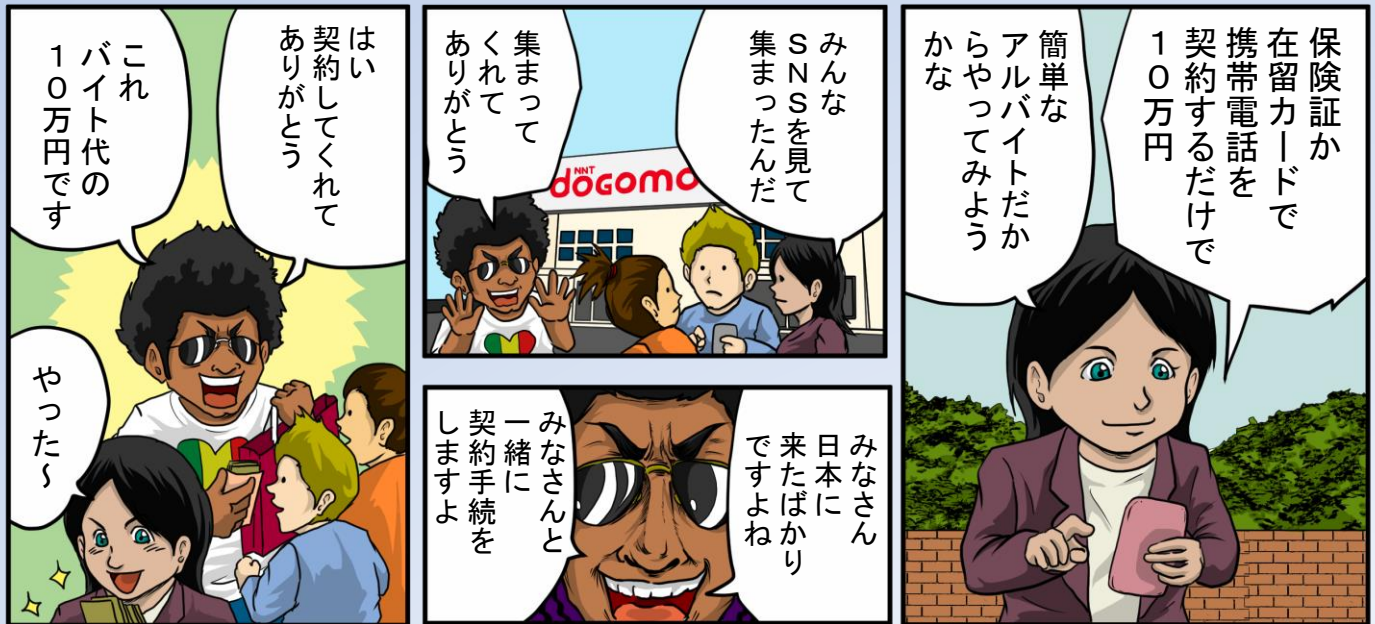


「携帯電話を契約するアルバイト」には注意！

日本語



インターネット上の掲示板等で・・・

「携帯電話を契約するバイト」「住民票、保険証、在留カードを用意して下さい。」「高額日当を即日、支払います。」

などの書き込みを見かけても、絶対に応募しないでください。

転売目的で携帯電話を契約すると

詐欺罪 刑法第246条・・・10年以下の懲役

通話可能な携帯電話等やSIMカードは

携帯電話会社が無断で、有償で譲り渡す行為を繰り返すと携帯電話不正利用防止法違反となる可能性があります。

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金



県警公式サイト

不正な目的で携帯電話を契約すると犯罪に加担するだけでなく携帯電話の端末代金や利用料も全額負担することになります。

福岡県警察本部 国際捜査課

